

埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際大会において埼玉県ゆかりの選手が一人でも多く活躍できるよう、強化指定選手を選考し、強化活動に対する補助及びスポーツ科学の知見に基づく支援により本県の競技力向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業」とは、埼玉パラドリームアスリート事業における強化指定選手（以下、「特別強化指定選手」という。）への補助事業及び選考委員会・認定式の開催をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に該当し、かつ埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業強化指定選手選考要綱に基づき選考された強化指定選手とする。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）のトップアスリート認定されている選手は除く。

(1) 国際大会で活躍が期待できる選手のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 本事業の対象選手として日本パラリンピック委員会加盟競技団体又は一般財団法人全日本ろうあ連盟関係団体の推薦を受けられる者
- イ 上記ア以外で特に有望な選手で県内競技団体等の推薦を受けられる者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 埼玉県内に在住、在勤又は在学している者
- イ 埼玉県内に主な活動拠点を有する者
- ウ 埼玉県内の中学校、高等学校、特別支援学校及び大学を卒業した者

(対象競技)

第4条 埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業（以下「本事業」という。）の対象競技は夏季・冬季パラリンピック及び夏季・冬季デフリンピック競技とする。

(事業内容)

第5条 本事業の内容は次の表のとおりとする。

1 特別強化指定選手の選考及び指定	(1) 国際大会で活躍が期待される本県ゆかりの選手として別に定める選手の中から特別強化指定選手を選考し、指定する。 (2) 特別強化指定選手の人数については、予算の範囲内において知事が定める。 (3) 特別強化指定選手の選考方法については別に定める。
2 補助金の交付	(1) 1の項の特別強化指定選手に係る次の経費に対し、補助金を交付する。 ア 海外遠征 イ 国内遠征

	ウ 競技用具の整備、購入 エ 外部指導者招へい オ 治療・身体ケア カ その他知事が必要と定める経費 (2) 当該補助金の交付手続きについては、別に定める。
3 医科学支援講習会の開催	(1) 1の項の特別強化指定選手を対象とした、医科学支援講習会を開催する。
4 専門家による個別サポートの実施	(1) 1の項の特別強化指定選手を対象とした、専門家による個別サポートを実施する。

(事業の実施)

第6条 本事業は県が委託により実施し、本事業の運営は県からの委託を受けた事業者が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。